

公益社団法人山武市シルバー人材センター会員会費規程

改正 令和元年6月15日

改正 令和4年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人山武市シルバー人材センターの会員の会費に関し、必要な事項を定めるものである。

(会費の額)

第2条 会員が、一事業年度に納入すべき会費の額は、次の各号に定める額とする。

(1) 正会員 一般会員 3,600円

 プラチナ会員 1,800円

(2) 特別会員 3,600円

ただし、会長が特に必要と認め理事会で承認された場合には無しとする。

(3) 賛助会員 3,000円

(4) 前(1)号の会費については、経済的事情、病気又はその他特別な事由により、本人から届け出があり理事会で承認を得た場合には、免除することができる。

(5) 年度途中で新規正会員となった者の会費は、会員在籍月数(端数切り上げ)×300円とする。

2 家族会員割引制度を利用して、会費の割引制度を申請した会員については、会費を1,800円とする。

(1) 年度途中で家族会員となった者の会費は、会員在席月数(端数切り上げ)×150円とする。

(納入期日)

第3条 会員は前条の会費を一括として、毎年4月末日までに納入するものとする。ただし、新規入会者は理事会において承認された後、一ヶ月以内に納入するものとする。

2 会員が年度の途中で退会する時は、既に納入した会費は返却しない。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか会費に関し必要な事項は、理事会で定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人

及び公益財団法人の認定等に関する関係法律の整備等に関する法律第106条
第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この規程は、令和元年6月15日より施行する。

3 この規程は、令和4年4月1日より施行する。